

# 保育料と副食費の納付（支払）

保育料・副食費（おかず・おやつ代）の納付先（支払先）は、利用する施設で異なります。

保育料は、保育所（公立・民営）の場合は高知市へ、認定こども園・小規模保育施設・事業所内保育施設の場合は利用する施設へお支払いください。

副食費は、公立施設（かがみ幼稚園を除く。）の場合は高知市へ、民営施設の場合は利用する施設へお支払いください。

## 1. 利用施設別の保育料・副食費の納付先（支払先）

保育料・副食費（おかず・おやつ代）については、利用する施設により、納付先（支払先）や、納付方法（支払方法）が異なります。

### 【利用施設別の納付先（支払先）】

利用施設の種類	保 育 料		副 食 費	
	金額の決定	納付先(支払先)	金額の決定	納付先(支払先)
小規模保育施設(公立)	高知市	高知市	高知市	高知市
保育所(公立保育所)			利用する施設	利用する施設
保育所(民営保育所)				
認定こども園				
小規模保育施設(民営)		利用する施設	3歳児クラスがありませんので、副食費は該当ありません。	
事業所内保育施設				
<b>参考</b> 幼稚園	無償(無料)	利用する施設	利用する施設	

※副食費の支払の免除又は軽減に関する事項は、高知市が決定を行います。

### 【納付方法(支払方法)・納期限(支払期限)】

利用している施設	負担区分	納付先(支払先)	納付方法(支払方法)	納期限(支払期限)
保育所(公立保育所)	保育料 副食費	高知市	原則として口座振替	毎月末日(12月のみ27日) 月末が土・日、祝日の場合は 金融機関の翌営業日
保育所(民営保育所)	保育料 副食費			
認定こども園 小規模保育施設 事業所内保育施設	保育料 副食費	利用する施設	利用する施設（施設・事業等の設置者）が定める方法 でお支払いください。 詳しくは、保育施設にお問い合わせください。	

## 2. 利用する施設へ納付する場合

利用する施設へ納付する場合は、利用する施設（施設・事業等の設置者）が納付方法（支払方法）や納期限（支払期限）を定めています。

そのため、利用する施設によって納付方法・納期限が異なります。

詳しくは、保育施設にお問い合わせください。

### 3. 高知市へ納付する場合

#### ① 保育料及び副食費の納付方法

高知市へ納付する保育料・副食費は、原則として口座振替で納めてください。

口座振替への手続きは、口座振替を希望する口座の金融機関の窓口で済ませてください。

なお、入所初月分などの口座振替が開始されるまでや、事情により納付書での支払いを希望の方については、納入通知書で納付してください。

##### <口座振替申込方法等>

口座振替が可能な金融機関	口座振替が可能な金融機関は、利用開始月に送付する「保育料・副食費の納入方法」でお知らせします。
申込方法	保育施設又は保育幼稚園課にある口座振替申込書に、利用開始月の上旬に送付する納入通知書に記載された通知書番号を記入のうえ、希望する金融機関の窓口でお申込みください。
申込締切	ゆうちょ銀行 振替開始月分の前月25日 ゆうちょ銀行以外の金融機関 振替開始月分の前月30日
必要なもの	① 申込用紙（保育施設又は保育幼稚園課の窓口で受け取ることができます。） ② 振替希望口座の通帳・通帳の届出印 ③ 納入通知書（通知書番号が記載） ※利用開始月上旬送付予定です。手続きには通知書番号が必要です。
口座振替の注意事項	① 預貯金残高不足の場合は、振替えができませんので、必ず振替日（下記②「保育料及び副食費の納期限」参照）の前日までに入金してください。 ② 2人以上が同時に利用している世帯で兄弟児が卒園された場合は、弟妹児に振替口座の情報は引継ぎされませんので、弟妹児で新たに口座振替の申込みが必要となります。

#### ② 保育料及び副食費の納期限

保育料及び副食費は、毎月末日（12月のみ27日）が納期限です。必ず納期限内にお支払いください。

なお、月の末日が土曜日・日曜日・祝日の場合は、金融機関の翌営業日が納期限となり、口座振替の方は、納期限に指定された口座より振替させていただきます。

##### 納期限までの納付（支払）が確認できない場合の取扱い

- 残高不足などにより口座振替ができなかった場合は、納付書（口座振替不能分）を発付しますので、金融機関の窓口（ゆうちょ銀行を除く。）にてお支払いください。
- 納期限までに保育料が納付されない場合は、督促状や催告書を送付しますので、速やかにお支払いください。
- 督促状の指定期限までに保育料が納付されないときは、在園児・卒園児を問わず、**財産の調査（金融機関や勤務先への照会等）**や、**滞納処分（預貯金・給与・生命保険・不動産などの差押等）**を行うことがあります。

### 4. その他（納付相談・退園等の取扱い）

特別な事情等で、納付相談を希望される場合は、納期限までに保育幼稚園課までご相談ください。

また、保育料の決定後、失業、疾病等による収入の著しい減少又は火災、台風、震災等の災害その他の事由により、保育料の納付が困難な場合は、必要な手続きを経ることで保育料が減免できるときがありますので、**当該月の納期限までに保育幼稚園課までご相談ください。**（育児休業、自己都合退職、転職等は対象になりません。）

その他、保育料についてのお問い合わせ、ご相談は保育幼稚園課までお願いします。

##### 退園や欠席した場合の保育料・副食費の取扱い

- 保育料及び副食費は、1か月単位となっており、原則として毎月1日現在で保育施設に在籍している場合には、その月の保育料及び副食費を納付（支払）していただきますので、家庭の事情や病気などにより欠席が続いた場合でも、実際の登園状況にかかわらず、その月分の全額を納付（支払）していただきます。
- 保育料は、月の途中で退園された場合は、日割りをした金額になることがあります。
- 副食費は、家庭の事情や病気などによって欠席が続く場合には、届出をいただくことで免除又は減額される場合がありますので、詳しくは利用する施設へお問い合わせください。